

事案書（ ☒ 経営会議 ☐ 調整会議

開催日：令和4年7月25日（月）

担当課：総務部 総務課

件 名：個人情報保護法の改正に伴う法施行条例の制定及び関係条例の整備について

提出理由：法施行条例の制定及び関係条例の整備に当たり、その内容について了承を得るため

内 容：

1 背景等

- ・従来の個人情報保護制度では、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人及び地方公共団体は、それぞれ別々の法律や条例によって規律され、その規定や運用が異なっていた。
- ・しかし、近年では、情報通信技術の進展により、官民や地域の枠を超えた個人情報のデータ利活用が活発化しており、個人情報を取り扱う主体間の不均衡・不整合の是正が課題となっていた。
- ・こうした中、国は「データ利活用の促進」と「個人情報保護の強化」の両立を図ることを目的として、令和3年5月に個人情報保護法を改正し、官民で異なっていた個人情報保護に関する規律が、改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）に一元化されることとなった。

2 個人情報保護法改正の概要

(1) 地方公共団体への直接適用

- ・従来、地方公共団体はそれぞれ独自に条例を制定し、個人情報保護の規律を定めていたが、今後は、法の適用が地方公共団体にも直接及ぶこととなった。

(2) 個人情報保護委員会の監督権限

- ・改正法では、高度な専門的知見を有する国の個人情報保護委員会に改正法の統一的な解釈権能が与えられ、同委員会による監督権限が、地方公共団体にも及ぶこととなった。

○現行条例と改正法の主な相違点

要配慮個人情報の取扱いや個人情報の目的外利用・提供等において、現行条例では法令に定めがある場合等を除き、市個人情報保護審査会の意見を聴く必要があるとしているが、改正法ではこれらの場合に審査会の意見を聴くことは許容されず、審査会の役割が一部縮小する。

3 新たな条例整備について

(1) 法施行条例の制定

- ・改正法や個人情報保護委員会が示しているガイドライン等に基づき、現行条例を廃止した上で、法施行条例（（仮称）大和市個人情報保護法の施行等に関する条例）を新たに制定することが必要となる。
- ・法施行条例には、改正法上、委任規定がある事項（例：開示請求における手数料）や条例で定めることが許容されている事項（例：開示決定に係る法定期限の短縮）等に関する規定を置く。

(2) 法施行条例（案）の主な内容

①開示請求に係る手数料

- ・現行条例のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とした上で、写しの交付に要する費用（実費相当分）を請求者の負担とすることを定める。

②開示決定等の期限

- ・改正法の法定期限である「30日以内」を短縮し、現行条例のとおり開示請求から開示決定までの期限を14日以内とすることを定める。

③その他

- ・審査請求及び個人情報の取扱いについて調査審議するため、現行条例に大和市個人情報保護審査会の設置等に関する事項を定めていくことに鑑み、同様の規定を盛り込む。

4 改正法の施行に伴う関係条例の整備について

- ・現行の「大和市個人情報保護条例」を引用している条例※について、引用部分を「個人情報の保護に関する法律」に改める改正を行う。

※大和市市営住宅条例、大和市コミュニティセンター設置条例、大和市柳橋ふれあいプラザ条例など、13条例

経 過

- R3.5 改正個人情報保護法公布
- R4.4 改正法施行令、施行規則公布

今後の予定

- R4.9 市民意見公募手続の実施
- R4.10 大和市個人情報保護審査会への諮問
- R4.12 条例制定議案の提出
- R5.2～3 改正法に係る庁内説明会の実施
- R5.4.1 改正法、法施行条例施行